

平成20年第7回教育委員会定例会会議録

- 1 開会宣言 平成20年6月30日(月) 午後1時30分
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 201会議室
- 3 出席者 梨本委員長、長沼委員長職務代理委員、坂爪委員、渡辺委員、松永教育長
- 4 説明のための出席者
古川教育部長、池浦教育総務課長、久住子育て支援課長、駒澤学校教育課長、坂井学校教育課主幹、宗村中央公民館長、梨本三条学校給食共同調理場長、企画調整担当藤井副参事、駒形教育総務課長補佐、阿部教育総務課庶務係長
- 5 傍聴人 1人
- 6 議 題
 - (1) 会議録の承認
平成20年第6回教育委員会定例会会議録について
 - (2) 報 告
報第 1号 平成20年度第1回三条市学校給食共同調理場運営委員会会議録について
報第 2号 平成20年度第1回三条市公民館運営審議会会議録について
 - (3) 議 事
議第 1号 三条市小中一貫教育に関する検討組織について
議第 2号 三条教科書センターの移転について
 - (4) その他
教育委員会委員の任命について
学校施設の耐震化促進について
平成20年度三条市発達障がい等支援・特別支援教育総合推進事業について
次回教育委員会定例会の日程について
- 7 審議の経過及び結果
 - (1) 会議録の承認
梨本委員長から平成20年第6回教育委員会定例会会議録について諮り、承認と決定
 - (2) 報 告
・報第 1号 平成20年度第1回三条市学校給食共同調理場運営委員会会議録について
梨本三条学校給食共同調理場長が説明
質疑に入る。

(梨本委員長)

給食費の未納状況はかなり社会的、全国的な問題になっている。県内における三条市の状況は、どの辺のレベルにあるのか。

(梨本三条学校給食共同調理場長)

今日はデータを持ってきていないが、平成18年度に県が未納状況を調査した結果があると思われる。新潟県の中で三条市は未納率が1%ほどだ。県の平均は、その当時は1%なので、ちょうど平均的な位置付けになっているのではないかと思う。

(渡辺委員)

未納状況について、例えば、中学校の子どもたちの未納者は、過去、小学校のときにさかのぼるとその頃もやはり未納だったのか。

それから、今年度に入っているいろいろな学校でやっているようだが、今後の状況についてどの程度まで考えているのか。

それから、私どもが三条にお世話になっていた頃からこの問題はあったが、なかなかやはり抜本的な改革は、そう簡単にはできないとは思っている。三条でも地区によってはいろいろあるようだが、参考になることがあればお聞かせ願いたい。

(梨本三条学校給食共同調理場長)

現在の未納状況として、19年度分として小学校で28万6,750円、中学校で69万4,450円の未納がある。その他に過年度分として小中学校合わせて49万4,970円だ。これは3月現在の数字であり、そのうち4月に納入が見込まれている分は小中学校合わせて25万円ほどある。

実際に学校によって未納がある学校と全くない学校がある。その中で小学校から中学校に引き継いでそのまま未納があるのかという質問だが、確かに小学生で未納の家庭が、そのまま引き継いで中学校まで持ち越すという事例がかなりあると思われる。

対策だが、先般、教育委員会で学校長あてに未納対策の文書を発送した。その他に、就学援助制度の準要保護者は、学校長口座か保護者の口座か選択ができるが、保護者口座の未納世帯は、学校長口座に移してもらうよう学校教育課を通じてお願いしている。学校長口座に移れば給食費として納付する道筋がつくので、それによって何とか解消を図っている。

全国的にいい事例があるかどうかとのことだが、未納問題というのは昨今ほぼ同じ内容を抱えている。中には、例えば民事調停や財産差し押さえ、裁判という法的措置を取っている自治体もある。

(池浦教育総務課長)

所管ということで少し説明させていただくが、未納の関係は今ほど場長が言ったとおりだ。三条市は何をするかという、これは公金ではなく、準公金という扱いだ。その中で私どもの役割としては、各学校に通知を出すと同時に校長会等でも、担当者だけに任せるのではなく、できるだけ学校全体として取り組むようお願いをしている。

また、今ほど場長が言ったとおり学校教育課と協力し、就学援助制度の方の中には当人口座としている方もいる。それを極力校長口座に移動して、必要経費なども引き落と

した上で本人に渡すという手続を取る。

先進地では、もし滞納があったら、有無を言わず校長口座に入れるという合意を取って就学援助制度を行っている。そんなことも今検討している。

それから、抜本的な解決ということだが、先進の未納の多いところでは月毎、給食を食べさせるか食べさせないか聞いているところもある。食べないという方はパンなりを各自で用意してもらおう。食べると言った方には給食費を徴収するというところもある。ただ、三条は現段階でそこまでやっていいのか、まだまだ他にやるべきことがあるのではないかと、そんな気持ちでいる。

(梨本委員長)

先般、胎内市において県の教育委員会総会があったが、三条市もこれに関する協議題を提出したが、松永教育長も何かその辺の発言があれば。

(松永教育長)

先ほど、梨本場長は1%と言っていたが、1%という数字はちょっと記憶にない。私が計算した給食費総額の中で未納分は0.2%くらいだ。金額的にはそんなに大きいものではなく、他の市町村のように何百万、何千万というものではない。

ただ、確信犯的に納めないでそのまま子どもに金を持たせないのか、あるいは持たせられないのか分からないが、納めないままでいく方が得だと、そのままいってしまう親の中にはいるような気がする。そういう親に学校側がどう対応していくのかは大変難しい問題がある。

対応策としての就学援助制度の口座も、親の了解を得て学校の校長口座に入れればそこから給食費を落とせるということが分かっているが、口座は絶対そのままという親もいる。

ここにも不納欠損という処理がある。学校側は在学中はとにかくずっとお願いしてきて、卒業してから2年経過して親ともう接触できなくなったり、あるいはもう幾日も対応しておらず2年経過すると残念だが不納欠損という形で処理する。これは市の監査委員会の指導によって処理している。

こうなってしまうとチャラになってしまう。そういうやり方が果たしていいのかという気もしないわけではないが、そうでなければどんどん負債額が増えていくばかりなのでそういう形で処理している。

問題解決もこれといったものはなかなかない。親の子どもに対する愛情、良心を頼りにして子どもさんの方は負担に感じさせないようにしたい。親の愛情を思い出してもらいたい。難しい問題だ。

(梨本委員長)

ありがとうございました。長沼委員は何かないか。

(長沼委員)

実際に父兄に当たられてみて、払えないのか払わないのかという割合はどのくらいか。払えるのに払わない、本当に払えないのか、これは無理だろうと思う割合はどれくらいか。

(梨本三条学校給食共同調理場長)

そこまで調査したものはないが、学校から学期毎に出てくる未納状況報告書には、未納の状況と、どういう理由で未納に至ったかを書く欄があるが、生活困窮が多い。その中で実際は払えるが払わない方がどれくらいかというデータはない。どれくらいの割合でそういう方がいるのかは分からない。ただ、生活困窮という理由が多いとは感じている。

(梨本委員長)

未納者の1%と0.2%はずいぶん違うが、根拠は少しはっきりさせておいた方がいいと思う。

(松永教育長)

後で調べて回答したい。

(梨本委員長)

これはどこの市町村も教育委員会はやはり頭を抱えていた。ずるいのか、本当に困窮してやむを得ない状況なのかという見極めは難しい。そういうことも含めて大変難しいテーマであることは事実だ。

—— 全員承認と決定 ——

・報第 2号 平成20年度第1回三条市公民館運営審議会会議録について

宗村中央公民館長が説明

質疑に入る。

(長沼委員)

月1回や2回の講座には、何年も続いているものがたくさんあるのか。

(宗村中央公民館長)

地区館は基本的には月1回のものはあまりなく、大体月2回以上である。中央公民館にだけ、月1回のものが若干ある。年数的には、ずっと前からのものもあるし、ごく最近からのものもある。実態はしっかりと把握してはいない。

(長沼委員)

すぐ近くなので皆さん続けていかれる。そういう方はどなたもデイケアも行かず、元気に通っている。こういうものは、できるだけあった方がいいと思う。本当にお元気で通っていて、お年寄りの生き甲斐としても、役割はとても大きいと思う。お金のことが出てくるとちょっと気の毒だなという気もする。

(松永教育長)

協議題にあった私塾の定義とは、結局は月1回や2回という表現だけで公民館に任せられ、これが私塾的活動だという区分け、すみ分けのようなものは公民館に判断を任せられたということになるのか。

(宗村中央公民館長)

基本的には、ご承知のとおり社会教育法第23条に、営利については公民館を利用することができない形になっている。その「営利」が非常に漠としており、その辺をどう

するかだ。

これまで三条市の公民館は、余りこのことについて触れていなかったが、前にも話をしたように公民館の運営審議会の答申の中で、そういう私塾的な使われ方をすることは、条例等に照らし合わせて使用を制限してほしいということがあったので、答申を尊重して検討を始めた。

他の市町村ではこの辺を内規などの形で書いているところもあるようだが、私ども全くそういったものは文章化されていない。例えば、広島市の公民館の場合は、営利に該当する場合は、市民の学習活動等において講師謝礼金が市の基準を著しく超えているときという書き方をしている。これも漠としているといえば漠としているが、今までは私どもはこういう決め事自体も全くない。また、茨城県神栖市の場合は、貸し出ししない場合の例として、学習活動が参加者から月謝等を徴収して塾的な運営をするような場合については貸し出しをしない、とある。

私ども、今まで書き物が全くなかったが、教育長が言われたように私塾の定義をしておく必要があるのではないかとということで、定期的な利用、内容、講師の謝礼という3つの部分で定義を作っていけばいいのではないかと考えている。

ただ、定義は、余り細かいことを具体的には述べるつもりはない。例えば、謝礼の額について「一定の基準」以上のものについてはだめと定義をしたとき、運用の中で1回1万円を超える場合と、それから「定期的使用」という定義をしたときに、その定期的使用とは運用の中で、月1回にする、あるいは2回にするという形で書くことで、余り定義の中でこと細かに書くのはまずいのかなと思っている。

(梨本委員長)

かえって動きが取れなくなる。そういうこともある。

(宗村中央公民館長)

そうだ。

(梨本委員長)

少し変な質問になるが、三条市はこういった公の場は非常に少ない。駐車場もないし、場がまず絶対的に少ない。もし、いつ行っても大体空いているというくらいに沢山あったとするならば、私塾的な解釈の範囲を広げて、ある程度どうぞという形になるのか。公民館の営利行為についてはどうか。

(宗村中央公民館長)

公民館としては、社会教育だけだといっている以上、できないと思う。私塾的な使い方をするのであれば、公民館以外の教育施設でないところ、例えば、体育文化センターや島田会館、パルムセンター、厚生会館などの社会教育施設でないところに行って学んでいただきたいという形になる。

(梨本委員長)

先ほど冒頭に長沼委員からの発言にあったように健康な肉体はこういった健全な文化活動に大いに寄与する。全く同感だと思う。大いに窓口を広げることは大事だ。

—— 全員承認と決定 ——

(梨本三条学校給食共同調理場長)

先ほどの未納の件で資料が見つかった。

新潟県の平成17年度の給食費の徴収状況の未納割合は0.1%だ。ちなみに三条市は0.097%、約0.1%ということで県の平均を若干下回っている。

(梨本委員長)

データは0.1%に近いのか。

(梨本三条学校給食共同調理場長)

そうだ。

(梨本委員長)

そうすると1,000人に1人か。そのようなものだろう。

(長沼委員)

悪いトップはどのくらいか。

(梨本三条学校給食共同調理場長)

この資料を見ると沖縄県で3.8%、その次が北海道で1.2%だ。

(長沼委員)

ゼロというところもあるのか。

(梨本三条学校給食共同調理場長)

ゼロはない。一番低いところが0.1%だ。

(3) 議 事

・議第 1 号 三条市小中一貫教育に関する検討組織について

資料 No. 1 及び資料 No. 2 について池浦教育総務課長が、資料 No. 3 について駒澤学校教育課長がそれぞれ説明

質疑に入る。

(梨本委員長)

本来はただ今の説明はもっと早くにこの場で協議をして、それから委員会なり議会なりでの説明が順序だろうと思うが、時間的な関係もあり、今この場で協議ということになった。その辺を承知の上で質問等々、あるいは意見があれば伺いたい。

ないようであれば、私から質問する。

当初、検討委員会の報告を教育委員会なりに非常に分かりやすく市民の皆さん方に地域説明会をしたり、学校の先生方に説明したりした。次に運ぶ順序として、小中一貫教育推進委員会という名称で市民にも説明してきたが、今この場で推進という字が消えて検討委員会ということになった。その辺をもう少し詳しく説明されたい。

同時に、検討委員会と推進委員会の内容が違ってきたのかというあたりがポイントになる。ざっくばらんに説明してほしい。

(池浦教育総務課長)

確かに今年の市長の施政方針の中でも、あるいは学校教育課で予算要求するときも小

中一貫教育推進委員会を設置して、13 か月かけて有識者からまとめてもらった最終報告書を十分尊重する中で、どんどん進めていくという方向で動いていたのは事実だ。

そこで、推進委員会をなぜ検討委員会にしたかだが、教育制度等検討委員会最終報告は十分に尊重していかなければならないという基本的なスタンスは変わっていない。ただ、今ほど報告したとおり、実際に地域説明や学校現場を回ってみて、まだ十分な理解を得ていない、浸透が十分になされていないという感じを持っている。いろいろな不満を持たれる声、それ自体が反対だという声も確かにあるが、内容がいま一步、理解されていないのかなという直感的なものもある。これは、多分委員方も感じているところだと思っている。

そういった意味では、トーンを落としているわけではないが、地域説明会、学校説明会での意見を十分に斟酌をして進めていくべきだろうという趣旨から、当初考えていた推進という言葉よりは検討という意味合いの中で施策を検討していく方がいいのではないかと考え、更に理解を深めていく必要があると判断する中で今回検討委員会という形で提案した。

(梨本委員長)

スタンスはぶれていないということはよく分かったが、これからの日程も、平成24年まではそのとおりに、推進する方針であるということか。

(池浦教育総務課長)

それはまさにこの教育委員会から決定してもらう一番の核になってくるところだと思う。教育制度等検討委員会は大枠を示している。今の流れとしては基本的に十分に尊重しなければならない。ただ、これから実際に検討委員会を立ち上げ平成24年のスケジュールを含めて可能なかどうか、こういったことを一度土台に上げ、議論し直す必要があるだろうという気持ちもある。

スタンスは変わっていないという意味は、あくまでも最終報告書を十分尊重するというスタンスは変わっていないと言っている。具体的なものについては、地域、学校現場、保護者、またこれから組織していくそれぞれの協議会の中から出てきた意見を踏まえながら作り上げていく必要があるだろう。

先ほどこの小中一貫教育検討委員会の中では公募の委員も募りたいという説明をした。そのスケジュール等を勘案すると、最短で8月上旬に第1回小中一貫教育検討委員会が開催されるようなスケジュールを想定している。

(梨本委員長)

最後に、私が危惧する考え方も交えて話をするが、検討委員会は小中一貫をやるかやらないかをまた検討する委員会なのかという誤解を市民の方々がされると、例えば公募される方が、小中一貫は絶対反対なので公募することもあり得る。これは検討委員会じゃないかと、これから検討するんじゃないか、だから俺は立候補したというあたりが非常に難しいところだろうと思うので、慎重にお運びいただきたいと考える。

(池浦教育総務課長)

ご指摘の心配はごもっともだ。ちなみに公募の委員については、公募の動機について意

見を書いてもらったものをチェックして、選考したいと考えている。

これは地域説明会でも、ゼロにリセットする議論もあるのかとよく言われたが、13か月間かけて教育制度等検討委員会があれだけ一生懸命やって出てきた結論がこの最終報告書だ。これを作るまでには中間報告の段階でパブリックコメントをかけていろいろな方の意見を聴く中で本当に一生懸命切磋されて出てきたものだ。それを今初めて地域なり学校なりに説明に出たという段階であり、ここでゼロになる、リセットする議論があるのかどうかと聞かれるのは非常に心外であり、これを十分尊重するということは、まず進めることを基本に考えていかなければいけない。それを白紙にするだとか、そういう段階ではないと思う。これをいかに進めるかがこの組織であるという認識なのでよろしくお願ひしたい。

(長沼委員)

学校説明会で4・3・2制について肯定的な意見もあっただろうが、否定的な意見とはどういうものか。やはり、先生方は6・3がいい、6・3の方のメリットを挙げられてどうかという意見が出たのか。

(駒澤学校教育課長)

4・3・2制ということ自体が少し理解度が足りないのかなという気はしている。9年間のスパンの中で指導区分として3つに分け、4・3・2区分でよりきめ細かく子ども一人一人に対応していきたいという思いがその中に入っている。6・3制を4・3・2制に変えることではないと、ずっと説明してきている。その辺をよく考えていただきたいと話してきた。

これから新しい学習指導要領が出る。そういった中で9年間のカリキュラムを編成する場合は、今ほど言ったようなことを念頭に置いた小中の連携を考えた指導区分を考えながらいくということだ。

(長沼委員)

雰囲気的には、説明でああそうかという変化はあるのか。

(駒澤学校教育課長)

一生懸命説明をしたが、舌足らずなのか言葉が少ないのか、なかなかそこまで理解されないことも多かったという気がしている。ただ、学校説明会の方では、中には地域の出身の先生方もいる。地域の方の声を代表しているだろうと思うが、先生方の中では小中連携で4・3・2制を理解はされている。

ただ、具体的にどのようなことをしていったらいいのか、どういう支援があるのかといったときに、私どもは「これからの話し合いで」という形でしか答えられないので、先生方からはいまひとつ見えてこないということがあったのではないかと思っている。

(坂爪委員)

この組織図で、ある現場の先生と少し話をする機会があったが、やはり一番不安になるのは、先生方にとって24年度のスタートするまで余分な仕事になる。いろいろなカリキュラムや年間指導計画など、自分たちで作っていかなければならないものがたくさんあり、プラスしてこれが入ってくるということで、そこまでできるのかという現場の

声がかなりある。大体負担がかかるのは教務主任と研究主任である。この制度で先に立つ方に負担がかなりかかってくるだろう。その人たちはかなり不安に思っているというのは事実だ。

ただ、先ほど池浦教育総務課長が言われたように計画をしっかりと立ててそれを理解してもらった上でやっていくのがまず学校現場だ。地域の説明や保護者の説明については理解していただくのは当然であるが、実際に動く学校現場に理解してもらうのが一番大変だなという気がしている。

(池浦教育総務課長)

指摘の件はもっともだと思っている。それで組織の案を考える際にはできるだけ教育委員会も加わって、あるいは学校教育課の方もこの小中一貫のためだけということではないが、嘱託指導主事も任用してフォロー体制も考えているし、学校現場にはいろいろな考えもあると思う。そういったノウハウ等も十分活用できる形にしたいと思っている。

(駒澤学校教育課長)

先生方の研修は、8月1日に予定している。これはコーディネイターと呼ばれている学校の中心になっていく方を対象に行う。それから、21日には市内の全職員、地域や保護者にも案内をして一貫教育についての概念的なものについて、地場産業振興センターで講演会をしたい。その後、9月くらいになるだろうか、実際の一貫教育をする校長先生を講師に迎えて、市内の学校職員に対しての研修を計画している。この辺で理解を深めてモチベーションを高めてもらうということを予定している。

あと、検討委員会で話すことだと思うが、例えば実際に現場の先生方は分からないということで、視察なども希望し手を挙げたところは、派遣することを予定しているし、今私達はこういう教育等をやっているが、もっとこうやりたいが足がないので移動のバスが欲しいという場合、そういった予算も少しある。

今後やはりコーディネイターの先生方を中心にした人たちの連携を取りながら教育委員会としてできることを支援していきたいと思う。学校から不安や疑問があったものに対しては、私たちがどの程度支援できるか、お互いに連携を深めながらやっていかなければならない。そうしていかないと学校現場の方から不安視する声が出てくることもあるので、これから協議しながら詰めて慎重に進めていきたい。

(渡辺委員)

やはり小中一貫の良さ、メリットはもっと私どもが声を大にして学校なり地域に発信していくことも大事なことだと思う。いろいろな考えが耳に入ってくるとそう思う。

(古川教育部長)

私も地域説明会にすべて出させてもらった。学校説明会にも足を運び、直接教職員の声も聞いてきた。また、先の定例市議会においても大変多くの市議会議員から地域の支持者の声を代表して、また自身の考えから質問があった。

学校の規模の問題や、様々なよく分からないことや不安なことを質問された。教育長を始めとして教育委員会としても丁寧に答弁した。かなり注目もされていたので、新聞

等で報じられているものを見て地域の方々もさらに理解が進んだのではないかなと思う。

また、教育委員会事務局としても、地域説明会の要旨等をいち早くホームページ等で知らせ、今できる限りの情報提供を行っている。そういう一連のイベントや市議会などを通じて以前よりはかなり理解が進んできたのではないかと考えている。

うちの学区ではどうなるのか、具体的な姿をもっと知りたいという声がたくさん出ているので、今後はより具体的な議論をこの検討委員会でしてもらい、さらに様々な具体的なご意見ご要望などをいただき、身近にこの問題を考えていけるような流れができていけばと思っている。

(松永教育長)

先ほどの委員長の質問の中に推進委員会と検討委員会の違いという話があったが、それは池浦教育総務課長の答弁したとおりだ。この検討委員会は、小中一貫教育をやるかやらないかの検討ではなく、やるためにどうあればいいのかというための検討をする。

一般質問でも市長が、一步をこれから踏み出していくという答弁をしている。元に戻るということではなく、最終報告を尊重し、それをいかに具現化していけるか、どうやっていけば具現化できるかをこれから改めて現場としても検討していくという立場を取っていく。

もう1つ大事なことは、これをやるにはやはり学校の教職員の意識、モチベーションを高めなければならないということで、これが一番大事な核になる。学校の先生方、現場の先生方は、使命感を持って職場に臨んでおり、自分たちの子どものためにいいことであれば頑張ってくれるという期待を持っている。

そういうモチベーションを高めるのは、校長のリーダーシップがそこになければならない。校長を各学校のリーダーとして職務をリードしていくための仕掛けを学校と作っていききたい。そして三条市の教職員一体となった形で取り組む姿勢にしていききたい。

スケジュールどおりに型にはめていくのではなく、その地域その中学校区ごとに自分たちの特色のある地域であればどういうところができるのか、自分たちの負担があまりかからずいい効果がありそうな方向をその地区ごとにどう見つけるかである。

中学校区ごとに各学校のいい教育環境づくりを、教育委員会からこうやりなさいではなく、自分たちで作り出していくと思っている。これからが始まりだ。

(池浦教育総務課長)

この小中一貫教育検討委員会の性格だが、前回の三条市教育制度等検討委員会のように、いろいろなことを相談して議論して答えを出す、いわゆる審議会ではなく、実際に具体的なイメージを出して検討していただくもの。この中に教育長が具体として入っているし、公募の委員、中学校区の中学校や小学校が入って、具体的検討の組織というイメージでとらえてもらいたい。

—— 全員承認と決定 ——

駒澤学校教育課長が説明

質疑に入る。

(梨本委員長)

恒例のことだが、教科書を採択するときに、加茂市、見附市、田上町、三条市の教育長と教育委員長の集まりがあり、三条市教育委員長という立場上私が臨席していることを報告する。

(松永教育長)

今の説明について、空き教室というと非常に大きなスペースを考えるが、空き教室ではなく空き部屋だ。狭い部屋で、ほんの2間×3間弱の、ちょっとした準備室のようなところだ。

そこに文部科学省が認定した検定本と言われるものを、例えば国語なら3社か4社出している中で三条市が採択している教科書は何々出版社のこれ、でも三条市、見附市、南蒲が採択していないけれども他の地域で採択している教科書はこれと、出版されている教科書を全部、見本として出してある。

先ほど委員長が言った採択協議会のときにはそこへ行き、他の教科書を見比べたり、あるいは学校の先生が、今扱っている教科書はこれだが、学校で教えるにはこの教科書のこの教材を使った方がよりいい参考図書になるとして別な教科書を借りてきたりする。そういうものが裏館小学校の3階の隅っこの、余り人が分からないところにあった。今までずっと何十年もあったが、皆さんにも来やすい、よく来るところに置いた方が利用される。たまたま栄庁舎にスペースがあるのだから利用させてもらおうというものだ。

(梨本委員長)

8月11日からということだ。

—— 全員承認と決定 ——

(4) その他

- ・教育委員会委員の任命について

古川教育部長が説明

質疑に入る。

(松永教育長)

教育委員会の組織の中に保護者を含めるという要件もあるので、保護者であることも加味されている。

(梨本委員長)

4月1日から子どもを持つ親が教育委員の1名であることという法律になった。須佐さんはお子さんをお持ちの連合PTAの役員であるので、国の方針に合致しているということもある。

(渡辺委員)

それは、今後必ずそういう委員が1名以上いるということか。

(松永教育長)

そのとおりだ。

(渡辺委員)

報道によれば人数も弾力的になったということだが、その辺はどうなっているのか。

(池浦教育総務課長)

指摘のとおり地方教育行政法の中で保護者の選任と同時に定数の弾力化も言われている。現行では、市にあっては定数5だが、それを6～7としているところもある。

(梨本委員長)

6人ではないか。

(池浦教育総務課長)

6人以上ということで、定数を増やすことができる規定になっている。

(渡辺委員)

確認だが、人数はできる規定で、5名でももちろんいいが、保護者は必ず1名以上入れなければならないということか。

(梨本委員長)

そういうことだ。

(松永教育長)

昨日の新聞だったか、燕市は6人の教育委員を任命したと出ていた。

(梨本委員長)

三条市は少数精鋭でやっていただきたいようだ。

(松永教育長)

6人は全県的には少ない。やはり5人だ。

(渡辺委員)

よくわかった。いいことだと思う。

—— 全員承認と決定 ——

・学校施設の耐震化促進について

池浦教育総務課長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑を終結。

—— 全員承認と決定 ——

・平成20年度三条市発達障がい等支援・特別支援教育総合推進事業について

駒澤学校教育課長が説明

質疑に入る。

(渡辺委員)

何年度の決定か。

(駒澤学校教育課長)

今年度の決定だ。

—— 全員承認と決定 ——

次回教育委員会定例会の開催日時について、池浦教育総務課長から提案があり、委員長が諮り次のとおり決定する

日 時 平成20年7月28日(月) 午前10時00分

会 場 三条市役所栄庁舎 201会議室

8 閉会宣言 平成20年6月30日 午後3時04分

三条市教育委員会会議規則第38条及び第39条の規定により、会議の顛末を記載してここに署名する。

平成20年7月28日

三条市教育委員会

委員長 長沼 礼子